

JIS

建築用ターンバックル

JIS A 5540 : 2008

(JSSC/JSA)

平成 20 年 10 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	菅 原 進 一	東京理科大学
(委員)	阿 部 隆	社団法人日本鉄鋼連盟
	河 村 壮 一	社団法人建築業協会
	黒 木 勝 一	財団法人建材試験センター
	櫻 井 誠 二	断熱・保温規格協議会
	立 山 徳 子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント 協会
	富 田 育 男	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	林 央	独立行政法人理化学研究所
	松 井 勇	日本大学
	村 上 周 三	独立行政法人建築研究所
	渡 邊 靖 司	独立行政法人住宅金融支援機構
(専門委員)	村 井 陸	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 46.4.1 改正：平成 20.10.20

官 報 公 示：平成 20.10.20

原 案 作 成 者：社団法人日本鋼構造協会

(〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-2-1 四谷三菱ビル TEL 03-5919-1535)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 菅原 進一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 構成	1
4 製品の形式及び呼び方	2
5 性能	4
5.1 引張強度	4
5.2 永久変形	4
6 試験方法	4
6.1 引張強度	4
6.2 永久変形	4
7 検査	5
7.1 引張強度	5
7.2 永久変形	5
8 包装	5
9 表示	5
9.1 包装の表示	5
9.2 製品の表示	5
10 報告書	5
附属書 A（規定）ターンバックルボルトの種類、形状及び寸法	6
解 説	17

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本鋼構造協会 (JSSC) 及び財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS A 5540** : 2003 は改正され、また、**JIS A 5542** : 2003 は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

建築用ターンバックル

Turnbuckle for building

1 適用範囲

この規格は、建築物の筋かいなどに用いる建築用ターンバックル（以下、ターンバックルという。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS A 5541 建築用ターンバックル胴

JIS B 0205-2 一般用メートルねじ—第2部：全体系

JIS B 0209-3 一般用メートルねじ—公差—第3部：構造体用ねじの寸法許容差

JIS B 0251 メートルねじ用限界ゲージ

JIS B 1180 六角ボルト

JIS B 1181 六角ナット

JIS B 1186 摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット

JIS B 7507 ノギス

JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材

JIS G 3136 建築構造用圧延鋼材

JIS G 3138 建築構造用圧延棒鋼

JIS G 4321 建築構造用ステンレス鋼材

JIS H 8641 溶融亜鉛めっき

3 構成

ターンバックルの構成は、次による。

- a) ターンバックルは、建築用ターンバックル胴（以下、ターンバックル胴という。）1個と建築用ターンバックルボルト（以下、ターンバックルボルトという。）2本とから構成する。ただし、必要寸法を確保するために、長尺のターンバックルボルト（以下、長尺用ターンバックルボルトという。）を必要とする場合は、両ねじボルトと羽子板ボルトとを接続用ターンバックル胴でつないだものを1本のターンバックルボルトとみなす（この構成のものを以下、長尺用ターンバックルという。）。
- b) ターンバックルボルトは、**附属書 A** による。
- c) ターンバックル胴は、**JIS A 5541** による。
- d) 製品は、使用する材料の鋼種、めっき処理の有無によって炭素鋼製品、溶融亜鉛めっき付き炭素鋼製